軽食自動販売機設置事業者募集要領

令和８年１１月

堺　　市

公募物件一覧

申込番号	施 設 名	所 在 地 設置場所	設置台数
1	本庁舎	堺市堺区南瓦町２９番１（３番１号） 本館地下１階（屋内）	１台
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※仕様書及び施設別仕様書は、15 ページ以降に記載しています。

１　目的

この要領は、本庁舎において、主に来庁者、職員が利用する軽食自動販売機（以下「自動販売機」といいます。）の設置業者を一般競争入札により選定するため、必要な手続きを定めたものです。自動販売機設置業者（以下「設置業者」といいます。）の募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申し込みください。

２　日程

項　　目	期限、期間等
設置場所の状況確認	各自、行政総務課に事前連絡のうえ、行ってください。
質問の受付	令和８年１２月８日（火）まで
質問に対する回答	令和８年１２月１５日（火）本市ホームページに掲載
応募の受付	令和８年１２月１６日（水）から１２月２５日（金）まで
貸付料提案書の開封	令和９年１月７日（木）開封時間は後記
落札者の決定	令和９年２月上旬
契約の締結	令和９年３月１２日（金）まで
貸付料の納入	令和９年３月３１日（水）まで
貸付の開始	令和９年４月１日（木）から

※上表記載の日は、原則として土曜日、日曜日を除きます。

※やむを得ない事情により変更する場合があります。

３　設置業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第２３８条の４第２項第４号の規定に基づき、本市が設置業者に対し管理施設の一部を賃貸借契約（以下「貸付」といいます。）により貸し付ける方法とします。

４　貸付の期間

貸付の期間は、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までとし、自動販売機の設置及び撤去に要する期間を含むものとします。

５　応募者の資格要件

(1) 次の要件をすべて満たす個人又は法人が応募することができます。

ア　**応募の日から過去２年間において、国又は地方公共団体の管理施設（指定管理施設、外郭団体等国又は地方公共団体が直接管理しない施設は除く。）に自らが管理運営する自動販売機の設置実績を有する者**で、その間、健全な経営を行っている者

イ　設置業者自らが自動販売機を設置し、継続して運営する資力、能力を有する者

(2) 次に該当する方は、応募することができません。

ア　契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ　法人税、所得税、消費税又は地方消費税を滞納している者

ウ　本市が課税する市税を滞納している者

※本市が課している市税には、個人市民税(特別徴収を含む。)、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税、入湯税があります。なお、個人市民税（特別徴収を含む。）については、個人府民税と森林環境税を含みます。

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）若しくは堺市暴力団排除条例施行規則（平成 24 年規則第 108 号）第３条各号に規定する者（以下「暴力団密接関係者」といいます。）に該当すると認められる者

オ　本市入札事務に関して資格停止となっている者

6　応募手続き

(1) 受付期間及び受付時間

受付期間	受付時間
令和８年１２月１６日（水）から 令和８年１２月２５日（金）まで	午前９時００分から 午後５時３０分まで

※上表記載の日は、土曜日、日曜日を除きます。

(2) 受付場所

堺市堺区南瓦町３番１号

堺市役所　本館５階　行政総務課　庁舎管理係

(3) 提出方法

応募希望者は、実印又は使用印鑑届印（使用印鑑届を提出している業者は使用印鑑届印）で押印した応募申込書その他必要書類に所定の事項を記入し、直接持参していただくか、郵送にて提出してください。ファックス、電子メールによる提出は受け付けません。

なお、郵送で提出される場合は令和８年１２月２５日（金）までに必着となります。

(4) 応募書類

個人	法人	登録事業者 ※1	●印がついた書類が必要です。（個人：全９種類、法人：全１０種類、登録事業者：全６種類）個人、法人は実印、登録事業者は本市に登録している使用印鑑届印を使用してください。			
			提出書類			
			No.	書類名	提出部数	注意事項
●	●	●	①	応募申込書	１部	・日付は、応募手続き受付期間内の日付を記入してください。
●	●		②	堺市税納付状況確認同意書	１部	・市外在住の方も必要です。 ・日付は、①応募申込書と同じ日を記入してください。

●			③	誓約書（個人用）	1部	・日付は、①応募申込書と同じ日を記入してください。
	●	●	④	誓約書（法人用）	1部	・日付は、①応募申込書と同じ日を記入してください。 ・住所欄には、役員等の住民登録地を記入してください。
●			⑤	印鑑登録証明書	1部	・書類提出時点で発行後、3か月以内の原本に限ります。 ・記載の内容が実際と異なっているときは、変更後のものを提出してください。
	●		⑥	登記事項証明書 履歴（現在）事項全部証明書	1部	
	●		⑦	印鑑証明書	1部	
●			⑧	税務署発行の納税証明書（その3の2）	1部	・書類提出時点で発行後、1か月以内の原本に限ります。 ・法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書が必要です。
	●		⑨	税務署発行の納税証明書（その3の3）	1部	
●	●	●	⑩	事業者概要	1部	・会社のパンフレットでも結構です。形式は問いませんが、会社名、所在地、経歴、従業員数は必須です。（補記可）
●	●	●	⑪	軽食自動販売機設置実績報告書	1部	・応募日から過去2年間における実績を記入してください。
●	●	●	⑫	設置する自動販売機及び容器回収ボックスのカタログ	1部	外形寸法、諸機能等が確認できるものを提出してください。
●	●	●	⑬	貸付料提案書	1部	封筒に入れた後、全ての継目部分に割印してください。

※1　登録事業者は、本市調達課の名簿登録をしている事業者をいいます。
登録事業者は、②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は不要となります。なお、登録事業者の登録内容と申込み内容が異なる（代表取締役の名称が異なる等の）場合は、全ての応募書類が必要となりますので、ご注意ください。

※2　**上記応募書類のうち、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は必ず原本をご提出ください。原本還付を希望される場合は申し出てください。原本は、発行日を確認のうえ、複写後に返却します。**

(5) 入札保証金

免除します。

(6) 留意事項

ア　書き誤った場合、新しい用紙に記入するか、必ず実印（登録事業者は、使用印鑑届印）により訂正印を押印してください。

イ　落札後の賃貸借契約は、①応募申込書に記載された名義で行います。応募申込者が法人であって、⑥登記事項証明書に複数の代表者又は支配人が記載されているときは、本入札に係わる権限を有する者を応募者欄に記入してください。

ウ　②堺市税納付状況確認同意書は、応募受付終了日である令和８年１２月２５日（金）以前に納期がある本市が課税する市税の納付状況を確認します。入札参加希望者は、納付漏れがないか、あらかじめ確認しておいてください。

エ　④誓約書（法人用）の住所欄に記入する役員等の住所は、住民登録地（住民票の住所欄に記載されたところ）であり、勤務先の所在地等ではありません。

オ　③誓約書（個人用）又は④誓約書（法人用）の提出後（契約締結に至った場合は、貸付の期間中を含む。）、記入内容に変更が生じた場合は、当該誓約書を再度提出してください。

カ　法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書の交付請求手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。国税庁のホームページ（https://www.nta.go.jp/）から閲覧する場合は、次の順にクリックして手続きをしてください。

「納税手続」⇒「納税証明書」⇒「G－1　納税証明書の交付請求手続」

キ　法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書の交付請求の際は、必ず個人の場合は「その３の２」、法人の場合は「その３の３」を請求してください。（「その３」は不可）**なお、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を分納している場合は、納税証明書は交付されないため、入札参加者の資格を満たさなくなりますので、ご注意ください。**

ク　提案する貸付料が最低貸付料（年額）に達しないもの、文字や金額が不明瞭で判読できないもの、金額を訂正したもの、記名押印のないもの、申込番号に対応する施設名が異なるものは、貸付料の提案を無効とします。

ケ　応募手続き受付後の取下げは、行うことができません。

コ　提出された応募書類の返却は、行いません。

サ　応募者に関する情報及び応募者数等の問い合わせについては、一切回答することができませんのでご了承ください。

(7) 個人情報の取扱い

提出された書類に記載の個人情報は、落札者の決定及び契約締結事務に使用し、その他の目的のためには使用しません。ただし、応募者の資格確認のため、警察当局への照会には使用します。

(8) 質問の受付及び募集要領の修正

募集に関する質問を令和８年１２月８日（火）午後１７時３０分まで受け付けますので、質問のある方は、１０ページの質問票を使用又は参照し、ファックス又は電子メールで送信してください。郵送（期限必着）又は直接持参による方法でも結構です。書面以外の方法（電話、口頭等）では受け付けません。**回答は、全ての内容を令和８年１２月１５日（火）に本市のホームページに掲**

載します。また、募集要領の修正がある場合も同時に掲載します。なお、この回答又は修正をもって、本要領の補完、追加とします。

7　落札者の決定に至るまで

(1) 選定方法等

ア　提出された封筒を開封し、貸付料提案書の審査を行います。

イ　**選定方法は、本市が定める最低貸付料（年額）以上、かつ応募者が提案した貸付料の高い順に設置予定者の順位を決定します。**

ウ　設置予定者の順位を決定するにあたり、同額の提案貸付料があるときは、直ちに当該応募者又は当該応募者から開封に関する権限を委任された者によるくじ引きを行います。この場合において、当該応募者のうち、開封場所にいない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該事務に関係のない本市職員がくじを引きます。

エ　**設置予定者の順位の決定後、本市において上位３位までの資格審査を行います。その結果に基づき、資格を満たし、かつ最高の貸付料を提案した応募者をもって、落札者に決定し、その旨を通知します。なお、登録事業者が最高の貸付料を提案した場合は、事前に資格審査を行っているため即座に落札者として決定されます。**

オ　落札者は、本市と貸付契約の締結をすることにより正式に設置業者となります。

(2) 落札者の選定通知及び公表

落札者の決定は、令和９年２月上旬の予定です。

選定結果は、落札者に通知します。選定されなかった方には、通知しませんので本市のホームページをご覧ください。ホームページには、貸付料提案書の開封の約４週間後、落札者の商号又は名称（氏名）及び決定した貸付料を公表します。

8　貸付料提案書の開封

(1) 開封日時

開 封 日	開封時間
令和９年１月７日（木）	午後２時００分

(2) 開封場所

堺市堺区南瓦町３番１号

堺市役所　本館地下１階　総務局会議室

(3) 開封への参加

ア　応募者（代理人を含む。）の開封場所への入室は、**１者１名**とします。入室にあたっては、応募申込書のコピーを受付で提示してください。また、**代理人が開封に参加される場合は、必ず応募者からの委任状を受付に提示してください。**なお、開封への参加の有無は、設置予定者の決定に一切影響しません。

イ　応募者以外は、開封場所への立入りはできません。

ウ　応募者が開封に立ち会わないときは、当該事務に関係のない本市職員を立ち会わせます。

(4) 開封結果の発表

開封結果は、入札者全員の受付番号、商号又は名称（氏名）と提案貸付料を発表します。

(5) 設置予定者第１位が不参加の場合

設置予定者第１位の応募者が開封に参加していないときは、開封の当日に通知します。

9　契約締結の手続き

(1) 手続きの流れ

ア　落札者に決定した者には、落札者決定通知書及び公有財産賃貸借契約書２部を交付します。後日、契約書は**「乙」欄に押印し、令和９年３月１２日(金)までに下記書類と併せて行政総務課に提出してください。**（印紙税については下記(4)参照）

・容器等のリサイクル方法（形式は問いません。）

※自社処理・委託の別（委託の場合は委託業者名記載の契約関係書類の写しを添付すること。）

※リサイクル工程（収集運搬、処分の方法がわかるもの）

イ　「乙」欄に押印された公有財産賃貸借契約書の提出を受けた後、「甲」欄に押印した契約書及び貸付料の納入通知書を交付します。

(2) 契約保証金

免除します。

(3) 契約締結の名義

応募申込書に記載された応募者名義で行います。

(4) 印紙税の取扱い

印紙税はかかりませんので、収入印紙の貼付は必要ありません。

10　貸付料

(1) 年額貸付料は、事業者となった者が提案した貸付料に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とします。**年額貸付料は、本市が発行する納入通知書により、その指定する納入期限〔初年度分は令和９年３月３１日（水）〕までに全額納入してください。**

(2) 税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動したときは、変動後の税率により計算します。

(3) 既納の貸付料は還付しません。ただし、本市において当該施設を公用又は公共用に供するため契約を解除又は変更し、若しくは、設置業者の責めに帰することのできない理由により当該施設の使用の開始又は継続ができないときは除きます。なお、自己の事情により自動販売機を撤去した場合（下記１４参照）は、既納の貸付料は還付されません。

11　落札者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、落札者としての決定を取り消し、違約金を徴収します。

(1) 指定する期日（令和９年３月１２日(金)）までに契約締結の手続きを行わなかったとき

(2) 落札者が応募者の資格を失ったとき

(3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、落札者として相応しくないと本市が判断したとき

12　落札者が設置を辞退した場合

落札者が契約締結の手続きを行わない又は落札者が自動販売機の設置を辞退した場合に、新たな設置業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、前述の落札者の次に高い貸付料を提案した者を応募資格の審査のうえ、契約相手方と決定することができるものとします。この場合の貸付料は落札者が公募手続きで提案していた額とします。

なお、年度途中における設置については、当該年度末までの貸付日数を３６５日（閏年も同じ。）で除した割合で日割計算した額（円未満は切り捨てます。）とします。

13　契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。

(1) 貸付期間中に、本市において貸付対象部分を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき
(2) 契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき
(3) 契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき
(4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置業者として相応しくないと本市が判断したとき
(5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき
(6) 貸付料を３か月以上滞納したとき
(7) 契約に定める義務に違反する行為が認められたとき

14　自己の事情による自動販売機の撤去

設置業者は、自らの事情に起因して貸付の期間中に自動販売機を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の５か月前までに本市に書面で協議を申し出てください。ただし、**申出期間は毎年４月１日から１０月３１日までとします。**協議の結果、契約の解除に至った場合の解除の日は、解除することを決定した日から起算して４か月を経過する日の属する月の末日とします（年度をまたがっての撤去はできません。）。**なお、既納の貸付料は、還付しません。また、自動販売機の撤去に伴い、契約を解除された当該設置業者は、契約を解除した物件に設置する自動販売機に係る次回の公募に応募できません。**

15　公募の応募資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から１年間、行政総務課が実施する自動販売機に関する公募の応募資格を失います。

(1) 落札者が、指定する期日（令和９年３月１２日(金)）までに契約締結の手続きを行なわなかったとき
(2) 本市において、契約を解除されたとき（ただし、上記 13(1)及び 14 による解除は除く。）

16　情報公開

本公募手続き及び契約締結の手続きにおける透明性を確保するため、堺市情報公開条例（平成 14 年条例第 37 号）第６条第１項に基づく公開請求があった場合、原則として次に掲げる事項について公開するものとします。

(1) 応募者の商号又は名称（氏名）及び提案貸付料

(2) 設置業者の商号又は名称（氏名）及び提案貸付料

(3) 応募資格を有すると認められなかった者の商号又は名称（氏名）及びその理由

質 問 票

送 信 先 （郵送・持参先）	〒590－0078 堺市堺区南瓦町３番１号 堺市役所　本館５階 堺市　総務局　行政部　行政総務課 【ファックス番号】０７２－２２２－０５３６ 【メールアドレス】gyoso@city.sakai.lg.jp
１．件　　名	**軽食自動販売機設置事業者募集に関する質問**
２．送 信 者 （応募希望者）	所　在　地（住所） 商号又は名称（氏名） 代表者職氏名 所属部署名 担当者氏名 電話番号　　－　　－ ファックス番号　　－　　－
３．質問内容	

※質問は令和８年１２月８日（火）午後５時３０分まで受け付けます。

※書面による方法とし、電話、口頭等による質問は受け付けません。

※ファックスを使用の場合は、送信後、到着の有無を電話で確認してください。

【電話番号（直通）】０７２－２２８－７０１０

※電子メールを使用する場合は、必ず上記１．２．３の事項を送信してください。

※郵送の場合は、期限までに必着するよう投函してください。

公有財産賃貸借契約書

賃貸人　堺市（以下「甲」という。）と賃借人　●●●●（以下「乙」という。）は、次の条項により公有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（物件の表示）

第２条　甲は、次に掲げる物件（以下「当該物件」という。）を乙に賃貸し、乙はこれを借り受け、貸付料を甲に納入するものとする。

物件の表示	区分	貸付面積	摘要
本庁舎 堺市堺区南瓦町２９番１（３番１号）	土地・建物	㎡	うち回収ボックスの面積　　㎡

（使用目的）

第３条　乙は、当該物件を軽食自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置場所として使用しなければならない。

２　乙は、当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年５月15日法律第77号)第２条第２号に定める暴力団その他の反社会的団体の活動のために利用する等、公序良俗に反する用途に供してはならない。

３　乙は、当該物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年７月10日法律第122号）に定められた風俗営業及び性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供してはならない。

（貸付期間）

第４条　本契約の期間は、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までとする。

（貸付料）

第５条　当該物件の貸付料は、年額金　　円とする。

２　甲は、物価の変動又は法令若しくは条例等の改廃その他の事情の変更により貸付料が不相当になったときは、前項に定める貸付料を改定することができる。

３　乙は、前項の改定により貸付料に差額が生じた場合は、甲の発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければならない。

４　第１項の貸付料は、消費税及び地方消費税相当額（税率１０％）金　　円を含むものとする。

（貸付料の納入方法及び期限）

第６条　乙は、前条の貸付料を甲の発行する納入通知書により、その指定する納入期限までに全額納入しなければならない。

（遅延利息）

第７条　乙は、貸付料を指定する納入期限までに納入しなかった場合は、納入期限の翌日から納入のあった日までの期間について、堺市財産規則（昭和 39 年規則第 6 号）第３２条第４項に定める遅延利息の特例として附則に定める割合で計算した金額（１００円未満の端数があるとき、又は当該金額が１，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として甲に納入しなければならない。

（仕様書の遵守）

第８条　乙は、自動販売機の設置にあたっては、別記仕様書の事項を遵守しなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第９条　乙は、当該物件における自動販売機の設置場所を第三者に転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

（使用上の制限）

第 10 条　乙は、当該物件の現状を変更し、又は工作物を設置してはならない。但し、特に承認を受けたときは、この限りではない。

（物件保全義務）

第 11 条　乙は、善良な管理者としての注意をもって当該物件の維持保全に努めなければならない。

２　乙は、当該物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合は、乙にその費用を求償することができる。

（実地調査等）

第 12 条　甲は次の各号に該当する事由が生じたときは、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることが出来る。この場合において、乙は、調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

(1) 第３条に定める使用目的等に関して、甲が必要と認めるとき

(2) 第５条に定める貸付料の納付がないとき

(3) 第９条又は第 11 条に定める義務に違反したとき

(4) 第 10 条に定める甲の承認を受けなかったとき

(5) その他甲が必要と認めるとき

（違約金）

第 13 条　乙は、第３条、第９条、第 10 条及び第 12 条に規定する義務に違反したときは、第５条第１項の貸付料の３か月分に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

（契約の解除）

第 14 条　甲は、次の各号のいずれかに該当した場合は、催告その他何らの手続を用いないで本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は本契約の期間内に履行の見込みがないとき。

(2) 本契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。

(3) 乙の著しく社会的信用を損なう行為等により、自動販売機設置業者としてふさわしくないと甲が判断したとき。

(4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成 24 年規則第 108 号）第３条各号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

(5) 乙が貸付料を３か月以上滞納したとき。

(6) 乙の本契約に定める義務に違反する行為が認められたとき。

２　甲は、貸付物件を国又は公共団体において公用、公共用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の４第５項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

３　乙は、本契約の期間満了前に契約を解除しようとするときは、本契約の期間中、甲に対し毎年４月１日から１０月３１日までに書面で協議を申し出なければならない。この場合の解除の日は、解除することを決定した日から起算して４か月を経過する日の属する月の末日とする。

（損失補償）

第 15 条　甲は、前条（第２項を除く。）の解除によって生じた損失を一切補償しない。

（原状回復の義務）

第 16 条　乙は、第４条に規定する本契約の期間が満了したとき、甲が第 14 条の規定により本契約を解除したときは、速やかに自己の負担において、当該物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

２　甲は、前項の規定により当該物件を返還する場合において、乙が原状に回復して返還しないときは、乙に代わって原状に回復することができる。

３　甲は、前項の規定により当該物件を原状に回復した場合は、乙にその費用を求償することができる。

（費用の支出及び請求権の放棄）

第 17 条　貸付期間中における必要費及び有益費は、すべて乙の負担とする。

２　乙は、貸付期間満了又は甲が第 14 条の規定により本契約を解除した場合において、当該物件を返還するときに、必要費及び有益費が現存している場合であっても、甲に対しその償還請求をすることができない。

（損害賠償）

第 18 条　乙は、その責めに帰すべき事由により当該物件の全部又は一部を滅失し、若しくはき損したときは、甲の指示に従い速やかに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

２　乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（貸付料の不還付）

第 19 条　甲において、当該物件を公用又は公共用に供するため本契約を解除し、又は変更したとき、若しくは、乙の責めに帰することのできない理由により当該物件の使用の開始又は継続ができないときを除き、既納の貸付料は、還付しない。

２　甲は、第 14 条第３項の規定により本契約を解除した場合であっても、既納の貸付料は、還付しない。

（法令の遵守）

第 20 条　甲乙両者は、本契約に定めるもののほか、堺市財産規則（昭和 39 年規則第 6 号）その他法令に定める事項を誠実に遵守しなければならない。

（契約の費用）
第 21 条　本契約に要する一切の費用は、すべて乙の負担とする。
（契約保証金）
第 22 条　乙に納付させる本契約の契約保証金は、免除とする。
（管轄裁判所）
第 23 条　本契約に関する管轄裁判所は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所又は簡易裁判所とする。
（疑義の決定）
第 24 条　本契約に関し疑義のある事項又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

「甲」　住所　堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
氏名　堺　市
代表者　堺市長　永藤　英機
登録番号　T3000020271403

「乙」　住所
氏名

仕 様 書

1　施設名及び設置場所

(1) 施設名

本庁舎（堺市堺区南瓦町２９番１（３番１号））

(2) 設置場所

本館地下１階（屋内）

2　自動販売機の仕様

(1) 外形寸法（設置可能寸法。転倒防止板を除く。）

幅１．２０m以内、奥行０．９０m以内とすること。

(2) 種類

設置する自動販売機は、パン、菓子、アイス、カップ麺その他これらに類する商品を販売できるものとすること。

(3) 取扱商品

（２）種類に限るものとし、事前に施設管理者に報告すること。

(4) 販売価格

メーカー希望小売価格（定価）を超えない額とする。なお、物価の変動、消費税率の変動により商品の販売価格の変更を希望する場合は、事前に施設管理者と協議すること。

(5) 構造、機能

ア 災害時に自動販売機内の商品を無料で提供できる災害対応型又は災害対応型に準じた（例：ライフライン復旧後に自動販売機内の商品を無償で提供）自動販売機を設置すること。

イ　環境に配慮した自動販売機を設置すること。

ウ　照明の消灯等節電対策が可能な省エネ対応の自動販売機を設置すること。

エ　ユニバーサルデザイン型とし、車椅子でも利用できる自動販売機を設置すること。

オ　キャッシュレス決済対応の自動販売機を設置すること。

3　自動販売機の設置条件

(1) 管理運営

ア　自動販売機の設置は、地震等により転倒しないように安全に据え付けること。なお、転倒防止板については、施設管理者と協議のうえ、その効果が発揮できる最小限の大きさのものとすること。

イ　自動販売機の照明の消灯等節電を行い、省エネに努めること。

ウ　商品の賞味期限切れがないように注意するとともに、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

エ　商品の搬入・空容器の搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこと。

オ　自動販売機１台に１個以上の割合で回収ボックスを設置し、設置業者の責任において適切に回収・リサイクルすること。

カ　自動販売機、回収ボックス、自動販売機周辺は、清潔に保つこと。

キ　自動販売機の故障、つり銭不足などの苦情については、設置業者の責任において迅速に対応すること。また、自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼付すること。

(2) 売上実績報告義務

売上実績については、四半期ごとに報告すること。

また、本市はこれを公表できるものとする。

(3) 事前協議

提出書類の内容（自動販売機の外形寸法又は種類、取扱商品、廃棄物のリサイクル方法等）を変更する場合は、事前に施設管理者と協議し、承認を得ること。

4　必要経費等

(1) 自動販売機の設置、撤去及び移転に要する工事費、光熱水費、電気子メーターの設置費用等の一切の費用は設置業者の負担とする。

(2) 電気料金は、子メーターにて計測した使用量により計算した額を期限までに全額納入すること。なお、各メーターの有効期間の期限切れ等に注意すること。

(3) その他の経費については、本市の指示に従うこと。

施 設 別 仕 様 書

<table>
<tr><td>施設名</td><td colspan="2">本庁舎</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2">堺市堺区南瓦町２９番１
（３番１号）</td><td>最低貸付料
（年額・税抜き）</td><td>１８，０００円</td></tr>
<tr><td>施設管理者</td><td colspan="2">総務局　行政部
行政総務課</td><td>問い合わせ先</td><td>０７２－２２８－７０１０</td></tr>
<tr><td>設置場所</td><td colspan="2">本館地下１階（屋内）</td><td>設置台数</td><td>１台</td></tr>
<tr><td rowspan="2">外形寸法
（設置可能寸法）</td><td>幅</td><td>奥行</td><td rowspan="2">施設内職員数</td><td rowspan="2">約３，０００人</td></tr>
<tr><td>１．２０ｍ以内</td><td>０．９０ｍ以内</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">パン、菓子、アイス等</td><td>主な利用者</td><td>来庁者・職員等</td></tr>
<tr><td>前年度設置事業者の売上実績（年間）</td><td colspan="2">約４８万円
※ただし、上記金額の売上高を保証するものではありません。</td><td>販売価格</td><td>メーカー希望小売価格（定価）を超えない額</td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td colspan="4">※防災拠点であるため、必ず災害時に自動販売機内の商品を無料で提供できる災害対応型又は災害対応型に準じた（例：ライフライン復旧後に自動販売機内の商品を無償で提供）自動販売機を設置してください。
※ユニバーサルデザイン型とし、車椅子使用者でも利用できる自動販売機を設置してください。
※キャッシュレス決済対応の自動販売機を設置してください。
※本館地下１階で食堂が営業を行っています。
※当施設における令和９年度の閉庁日は次頁のとおりです。また、令和１０年１月８日（予定）は、受電設備等の法定点検のため本庁舎内への立ち入りができなくなります。</td></tr>
</table>

※設置場所の状況確認（前面スペース、電源の位置等）は、施設管理者に事前連絡のうえ、行ってください。

※施設内職員数は、人事異動等により変動する場合があります。

令和９年度閉庁日

４月	３・４・１０・１１・１７・１８・２４・２５・２９日	**１０月**	２・３・９～１１・１６・１７・２３・２４・３０・３１日
５月	１～５・８・９・１５・１６・２２・２３・２９・３０日	**１１月**	３・６・７・１３・１４・２０・２１・２３・２７・２８日

6月	５・６・１２・１３・１９・２０・２６・２７日	１２月	４・５・１１・１２・１８・１９・２５・２６・２９～３１日
7月	３・４・１０・１１・１７～１９・２４・２５・３１日	１月	１～３・８～１０・１５・１６・２２・２３・２９・３０日
8月	１・７・８・１１・１４・１５・２１・２２・２８・２９日	２月	５・６・１１～１３・１９・２０・２３・２６・２７日
9月	４・５・１１・１２・１８～２０・２３・２５・２６日	３月	４・５・１１・１２・１８～２０・２５・２６日

施設名	本庁舎

施設案内図

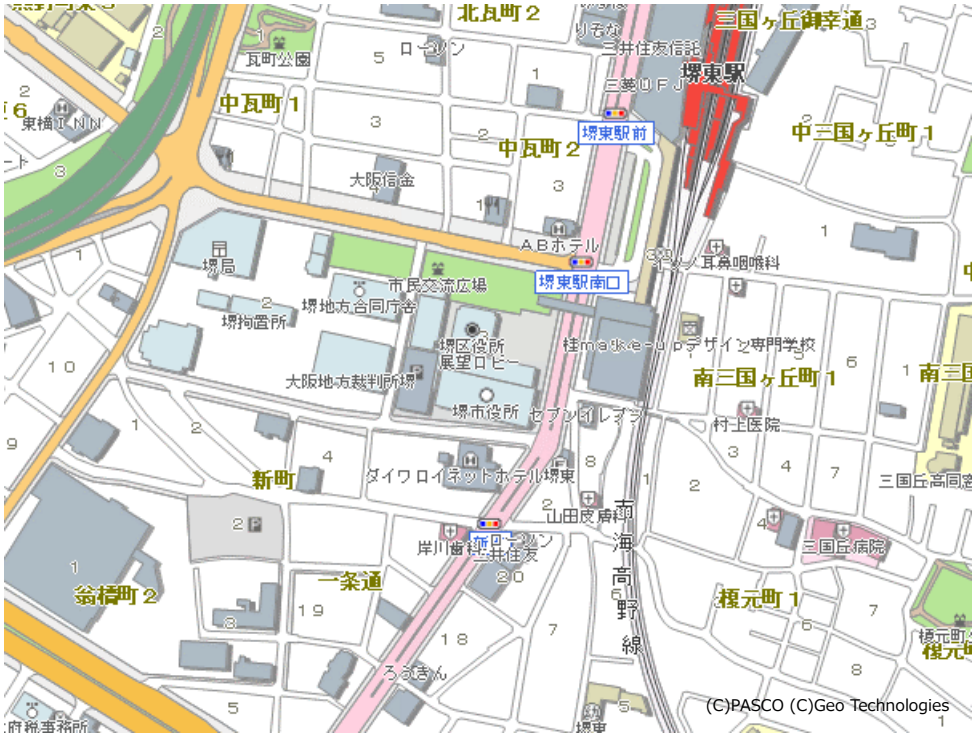

自動販売機位置図

19 ページ参照

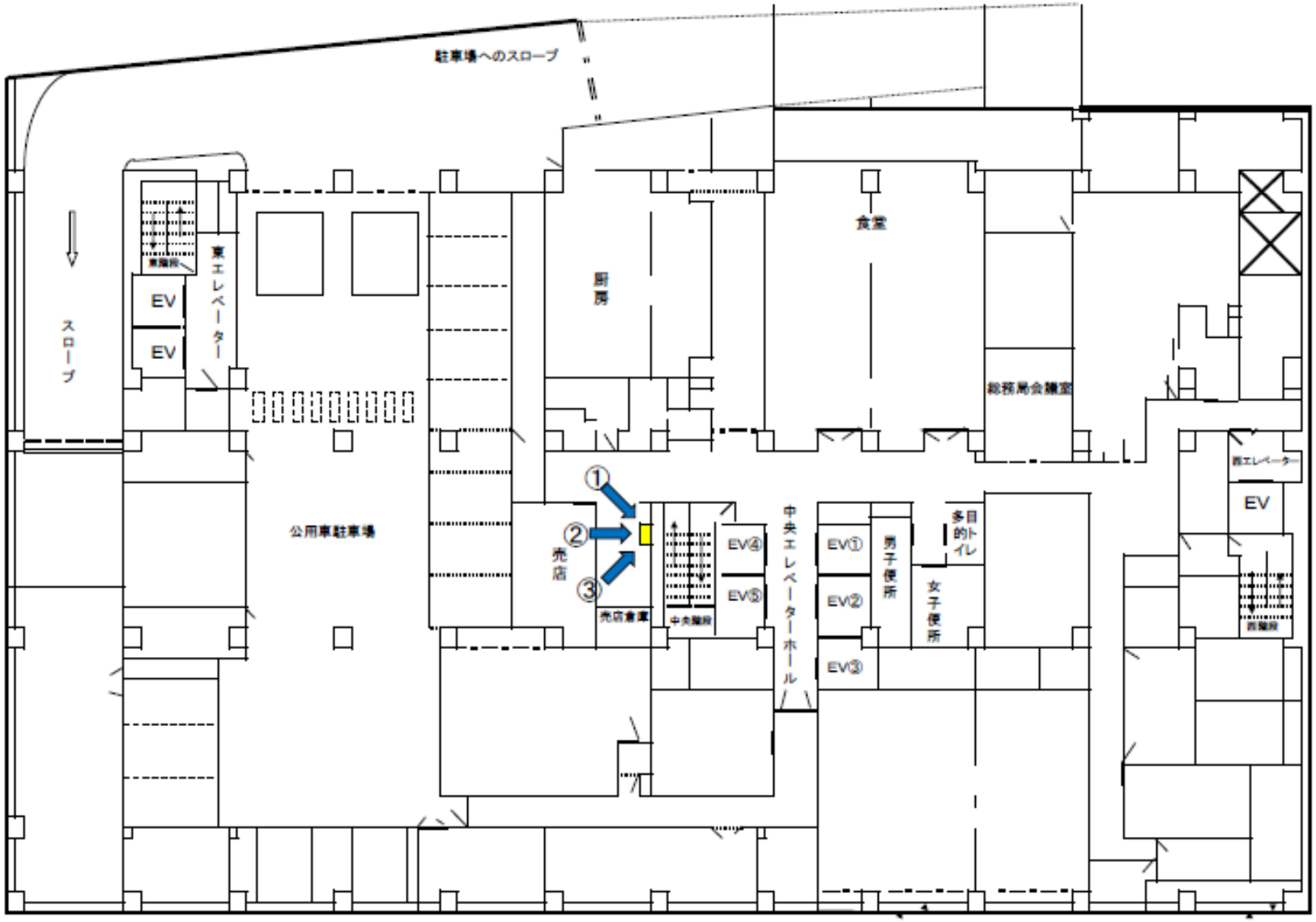
駐車場へのスロープ
スロープ
東エレベーター
東階段
EV
EV
公用車駐車場
厨房
食堂
総務局会議室
西エレベーター
EV
①
②
③
売店
売店倉庫
中央エレベーターホール
EV④
EV⑤
中央階段
EV①
EV②
EV③
男子便所
女子便所
多目的トイレ
西階段

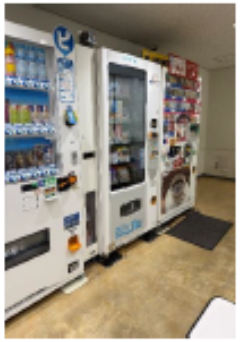
①


②


③

公募に関する問い合わせ先

〒590－0078
堺市堺区南瓦町３番１号
堺市役所　本館５階
堺市　総務局　行政部　行政総務課　庁舎管理係
【電　話　番　号】072-228-7010（直通）
【ファックス番号】072-222-0536
【メールアドレス】gyoso@city.sakai.lg.jp